平成２８年（フ）第１５０２号
愛知県小牧市大字間々433番地　ソレアードＣ－107号
債務者　河原　恵子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９０号
岡山県倉敷市幸町７番51－501号　ミヨシマンション幸、旧住所岡山県倉敷市茶屋町早沖369番地　パステルシティＡ－201号室
債務者　大瀧久美子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
福岡県久留米市御井町330番地１　青柳ハイツ306号
債務者　柴崎　明美（旧姓光弘）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１２９号
群馬県邑楽郡板倉町大字大高嶋517番地の１
債務者　山崎　和夫
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１３０号
群馬県邑楽郡板倉町大字大高嶋517番地の１
債務者　山﨑とし江
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第９８５号
京都市山科区四ノ宮行者谷26番地の31
債務者　吉岡　光男
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬535番地10　双葉荘３号（旧住所　鳥取県倉吉市長坂新町1237番地５・鳥取県倉吉市新町１丁目2424番地４・鳥取県倉吉市住吉町56番地１　ハイツ住吉201）
債務者　峰見　和志
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第２６号
鳥取県東伯郡北栄町妻波700番地
債務者　松本由紀惠
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第２８号
山口県萩市大字下田万1604番地１
債務者　河村真由美こと　盧　　年玉
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第２８号
香川県観音寺市植田町1051番地６　サンハイツたくみ205号
債務者　横山　明仁
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第３３号
香川県観音寺市大野原町大野原6303番地　大鞘西団地125号
債務者　藤原　茂樹
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第４６８号
宮城県黒川郡大和町杜の丘１丁目29番地の10　シャルールⅠ205、従前の住所千葉県松戸市千駄堀927番地の７
債務者　佐藤　鈴花（旧姓森）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４７３号
仙台市若林区荒町127番地　フラットハウス及川802号室　畑中方、住民票上の住所仙台市若林区成田町71番地の１　セザール一高南401
債務者　寺尾　和彦
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
秋田市飯島鼠田４丁目５番25号、前住所秋田市飯島字薬師田104番地３
債務者　北村　　勇
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６７号
秋田県男鹿市船川港南平沢字苗代沢53番地
債務者　櫻庭　明子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９号
秋田県大館市字相染沢中岱４番地13、前住所秋田県大館市字桜町24番地エントピアさくら103号室
債務者　齋藤　春佳
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
秋田地方裁判所大館支部